

低圧蓄熱調整契約

(選択約款)

2025 年 4 月 1 日実施

北海道電力株式会社

低圧蓄熱調整契約

1 適用範囲

特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の低圧電力または選択約款の低圧時間帯別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、2（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の低圧蓄熱調整契約（2024 年 4 月 1 日実施。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

2 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

3 料 金

各月の料金は、供給約款の低圧電力または選択約款の低圧時間帯別電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。ただし、蓄熱割引額は、割引対象額を上限といたします。

(1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その 1 月の蓄熱電力量により、次の算式によって算定された金額といたします。

イ 供給約款の低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{低圧電力の使用電力量}}{1 \text{ キロワット時あたり料金}} \times \frac{\text{その 1 月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{(3) イ の蓄熱割引率}$$

ロ 選択約款の低圧時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{低圧時間帯別電力の夜間時間における使用電力量}}{1 \text{ キロワット時あたり料金}} \times \frac{\text{その 1 月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{(3) ロ の蓄熱割引率}$$

(2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、次のとおりといたします。

なお、蓄熱電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で

四捨五入いたします。

イ 過去の蓄熱電力量を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ロ 蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の内容または稼働方法の変更によって、イによりがたい場合は、蓄熱式負荷設備の容量等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。ただし、当社が承認した小容量の水蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの蓄熱電力量は、当社が定めた蓄熱電力量といたします。

(3) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

イ 供給約款の低圧電力として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	0.133
-----------	-------

ロ 選択約款の低圧時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	0.049
-----------	-------

4 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) その他の事項については、電気標準約款〔低圧〕ならびに供給約款もしくは選択約款の低圧時間帯別電力に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、2025 年 4 月 1 日から実施いたします。

2 この選択約款の実施にともなう切替措置

料金その他の供給条件について、この選択約款実施の日を含む料金の算定期間においては、旧選択約款を適用いたします。ただし、旧選択約款附則 2（適用範囲についての特別措置）は適用いたしません。また、この選択約款実施の日が料金の算定期間の始期にあたる場合においては、この選択約款を適用いたします。